

博士論文要約「奈良・平安時代における災害と国家」

広島大学大学院教育学研究科 文化教育開発専攻 社会認識教育学分野
博士課程後期 D156526 弘胤 佑

日本古代災害史研究の課題と本論文の目的

日本は「災害大国」と言われる。地震、噴火、台風、洪水、大雨、大雪…様々な災害が発生し、「何十年に一度」や「観測史上最大」などその規模も規格外になってきており、自然災害に対する不安・恐怖を拭い去れない状況になりつつある。平成五（一九九五）年一月十七日の阪神淡路大震災、平成二十三（二〇一一）年三月十一日の東日本大震災、平成二十八（二〇一六）年四月十四・十六日の熊本地震、そして、地元広島においても平成二十六（二〇一四）年八月豪雨に伴う土砂災害が発生するなど数多くの自然災害によって多くの人命が奪われ、日本中に深い悲しみを与えている。特に、東日本大震災による被害は戦後最大級の被害をもたらし、地震の揺れだけでなく津波の恐怖を世の中にまじまじと見せつけた。また、地震調査研究推進本部の発表によれば、平成二十九（二〇一七）年三月三日現在で南海トラフ巨大地震の発生確率が近三十年七十パーセントであるとし、大きな地震への恐怖・不安が高まる状況にある。

古代の人々も同様に様々な災害と向き合って生きてきた。今のように科学技術が発達しているわけではなく、自然災害の発生メカニズムが判明しているわけでもなく、科学的根拠に基づく予知ができるわけでもない状況にありながら、自然災害と向き合って生きていかざるを得なかった。そのような状況の中で古代の人々はいかに災害と向き合い、いかに復興しようとしてきたのか。古代の人々の自然災害との向き合い方を見つめることで、現代に生きる私たちの自然災害との向き合い方を探るヒントになるはずである。

さて、数多くの地震災害を経験して今日に至っているという日本の「地震大国」としての歴史に注目が集まり、文献史学による地震史料の分析・解析の必要性・重要性が叫ばれ、研究は活況を呈している。災害に関わる先行研究は大きく①災異思想¹に関わるもの、②災害自体の研究に分けられる。前者①にあたるものとしては東野治之氏・松本卓哉氏・山下克明氏等が取り組んでおり、東野治之氏は²天武朝頃から中国で生まれた祥瑞災異思想が広がり、①元正期（七一五～七二四）以前の律令国家としての儒教的性格が濃厚であった時期、②聖武朝～称徳朝（七二四～七七〇）の、仲麻呂期は異質ながら、仏教的性格と融合した時期、③光仁朝（七七〇～七八〇）律令政治振興の気運が高まり本来の儒教的性格を取り戻した時期の三期に分けて、律令国家の祥瑞災異思想が儒教的性格と仏教的性格との関連で推移したことが指摘している。松本卓哉氏は³八・九世紀の災害詔勅の分析を通して、律令国家は中国の災異思想を政治批判という要素を抜き取りながら受容しており、災異の原因を天皇など政界上層部の不徳・失政によるものとの理解から神霊の祟りによるものとする理解へと変化し、八世紀から九世紀にかけて災異の原因の追及を行う積極的な姿勢から災異の原因をあやふやにし、追及を行う姿勢が消極的になっていたと指摘している。山下克明氏は⁴災異の原因を儒教的災異思想から神霊の祟りへと求める過程を指摘し、特に藤原良房による八四四（承和十一）年の「卜筮を信ずべき朝議」⁵との関連で指摘されている。

これらの災異思想に関する研究は中国の災異思想との違いを明確化し、日本における受容の方法・展開を明らかにするうえで一定の成果を挙げられている。また、後者②災害自体の研究では古代から

現代に至る包括的な災害事典である北原糸子氏・松浦律子氏・木村玲欧氏編『日本歴史災害事典』（吉川弘文館 二〇一二年）の発刊が行われるなど研究が進んでいる。保立道久氏は八・九世紀の政治史と地震（災害）が密接に関連しあっていることを指摘し⁶、高橋一夫氏・田中弘明氏『古代の災害復興と考古学』（高志書院 二〇一三年）では弘仁九年地震をはじめとして、洪水・噴火など古代東国における災害についてその被害の復元や復興の痕跡を辿ろうと試みている。窪田藍氏は災害に関わる「賑給」や災害発生に関わる情報伝達システムの実態を明らかにしようとしており、その研究視点や「賑給」と「賑恤」の違い・「飛駅」と「馳駅」に関する研究史・史料整理は大いに参考となるところである⁷。また、文献史学だけでなく考古学でも古代災害に関する研究は進み、新里村教育委員会「資料集 赤城山麓の歴史地震－弘仁九年に発生した地震とその被害」（森出版 一九九一年）、公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団『自然災害と考古学 災害・復興をぐんまの遺跡から探る』（上毛新聞社 二〇一三年）など発掘調査の中から建物・農地への被害、そして復興の痕跡を辿ろうとしており、文献史学で明らかにできない部分を補填し、より実態に迫ることが可能となっている。古代から現代に至る包括的な災害事典である北原糸子氏・松浦律子氏・木村玲欧氏編『日本歴史災害事典』（吉川弘文館 二〇一二年）は日本が経験した主な歴史災害をあらゆる分野の研究成果をまとめて紹介する本格的な歴史事典であり、日本災害史研究の進展を象徴するものである。

以上が主な先行研究であるが、大きく次の二点の問題点があると考えられる。

i 地震対策に焦点化した研究が少ないこと

近年の地震史研究が地震の被害実態・規模、対策を個別事例的に解明するアプローチの研究が主流であり、古地震学・文献史学の方法により地震個々の規模や被害状況は古地震データや史料に即して明らかになっている。しかし、発生当時の国家・政権による復旧・復興対策（＝本研究では地震対策と呼ぶ）に焦点化し、その変遷や特色について明らかにしようとする研究は少ない。地震対策は、発生当時の国家・政権が地震被害からの復旧・復興を目指して、あるいは地震原因を取り除き連鎖を防ぐ防災・除災を目指して、度重なる地震経験で身につけた知恵を加味して総合的に形成されたものである。その対策を分析することは、発生当時の国家がどのように地震と向き合い、乗り越えようとしていったのかを知る上で必要不可欠であろう。地震発生当時の国家・政権が、①どのような地震情報収集システムを整備・活用し、②収集した地震情報をもとに自身の政治姿勢と関連づけて地震原因をどのようにとらえ、③「治安面」「財政面」などどのような側面に注力して対策を立案し、④どのようなシステムで実行し、どのような成果・効果を期待し、どのような結果をもたらしたかなど、より実証的に地震対策を分析し、国家・政権と地震の関係を浮き彫りにする必要がある。

ii 古代における歴史地震研究の研究進捗が相対的に遅れていること

地震史研究の進展の中でも古代における歴史地震を対象とした研究は、近世～現代に比べて遅れている。それは古代の絶対的な史料数が近世～現代に比較して少ないことが主な原因として考えられる。しかし、①地震史料記述の正確さが古地震学等の研究成果により裏付けられており、精読することによってより実態に迫ることができること、②法令に基づいて体系的な対応をとるという意味で、現代と類似する国家構造をもつ律令国家・王朝国家による古代の地震対策を分析することで、現代の地震対策との共通性と異質性を明らかにし、現代の地震対策への教訓を引き出し、現代の地震対策のイデオロギー的側面をあぶり出す事ができること、これらの視点から古代地震史研究の進展には可能性があると同時に、研究の進展が急務であるといえよう。律令国家の地震対策について包括的に捉え、そ

の特徴や変遷を明らかにしていこうとする視点が欠けているように思われる

このような問題意識のもと、卒業論文『八・九世紀における律令国家の対地震政策』（平成二十五（二〇一三）年提出）に取り組み、『六国史』における地震記事を年代別に並べ、平安京有感地震と地方発地震において対策に違いがあること、九世紀には具体的な救済政策が登場することを指摘した。さらに修士論文『律令国家と地震—その対策を中心に—』（平成二十七（二〇一五）年提出）では、卒業論文での成果を踏まえて、㊦弘仁九（八一八）年坂東地震で示された具体的被災者救済政策（賑給・免税・家屋修理・死者埋葬等）が貞観十一（八六九）年の陸奥貞観地震を含む後の九世紀地震対策のモデルとなったことを明らかにし、㊧九世紀地震対策形成の背景には俘囚政策や規制緩和政策に伴う国家体制の転換があり、政府の抱える政策課題や国家体制と地震対策との繋がりを実証的に明らかにした。特に、㊨は地震対策が当時の国家体制や直面していた課題と密接に関わっていることを指摘したことで、多角的な視点が災害史研究に必要であるという新たな災害史における研究視角を提起し得たと考える。

しかし、卒業論文・修士論文では『六国史』にみる九世紀末までの地震対策を分析するにとどまり、平安時代における地震対策への詳細な分析を加えることができなかった。

そこで本論文では卒業論文・修士論文で明らかにしたことを踏まえ、大化前代～九世紀までの地震対策により詳細な分析を加えつつ、撰関期における地震対策まで分析の対象を広げて、古代（大化前代から撰関期まで）の地震対策の総合的・実証的解明を目的とする。

各章の概要を簡潔に説明する。第一章は、主に大化前代から八世紀末までの地震対策、特に天平六（七三四）年地震を分析対象の中心に据えてその特色を明らかにするものである。第二章は、九世紀における地震事例を収集し、一つ一つの事例に即して地震対策の特徴を明らかにするものである。本章は九世紀地震対策の基礎的考察となる章であり、後章で述べる九世紀地震論の根底をなす。第三章は、九世紀における地震対策が天平期天然痘対策を継承したものであり、「地震対策パッケージ」として九世紀を通じて継承される地震対策のモデルとなったことを明らかにする。第四章は、前章で明らかにした九世紀地震対策が形成されるに至った社会的背景を、俘囚問題や東北奥郡騒擾問題と関わらせながら明らかにするものである。第五章は、承和十一（八四四）年「卜筮を信ずべき朝議」を同時期の皇位継承問題と深く関連させながら、分析を加えるものである。卜筮は、本朝議を契機として九世紀後半から地震対策の一環として位置づけられ重要視されるようになった。第六章は、古記録にみえる撰関期地震対策の特徴を明らかにするものである。地震史料は九世紀までと異なり、貴族たちの残した古記録となる。第七章は、前章で分析を加えた政府による地震対策とは異なり、地方社会における地震対策を明らかにするものである。終章では、これまで述べてきたことを踏まえて大化前代から撰関期における地震対策を、大和政権～律令国家～王朝国家と変化する国家体制の転換と重ね合わせて整理する。

本論文の内容 奈良・平安時代における地震対策の展開

奈良・平安時代における地震対策の展開をまとめると、大きく【一】～【四】の四段階に分けられる。

【一】奈良時代以前の地震対策

大化前代の地震対策

地震の初見史料は『日本書紀』允恭五（四一六）年七月十四日条の「地震」記事である。この地震

記事は葛城氏の一族である玉田宿禰に関わる政治的事件とともに記録されている。この地震記事では、豪族たちの関心が殯宮に対する地震被害の有無へ寄せられている。殯宮の地震被害が不吉なもの（あるいはその兆候）として捉えられていたということであり、その被害如何によっては「反正の靈」や後述する「地震神」の祟りと判断され、何らかの祭祀的対策がとられたと考えられる。

また、史料上初めての大規模地震は『日本書紀』推古七（五九九）年四月二十七日条「地動舍屋悉破、則令四方、俾祭地震神」の記事である。大和国を中心に近畿地方を震源とする地震でマグニチュード七．〇と推定されるが、ここでは「四方」に命じて「地震神」を祀らせるという対策をとっていることが注目される。大化期の「四方」諸国は畿内を除く全国を指すと考えられ、飛鳥で「舍屋悉破」という大被害をもたらした大地震に対して、必ずしも被害地域ではない広域の「四方」の国造ら地方在地首長層に命じて「地震神」を祭らせたのであろう。「四方」在地首長層に祭祀を命じた「地震神」は、それまで各地の在地首長によって祀られてきた既存の著名な地震神を祭る祭祀を吸収・編成して、聖徳太子が主導する推古朝の朝廷が新たに地震神祭祀を創始したものであると考えられる。推古朝政府は、地震の鎮静・防止を祈願することによって人々の地震への恐怖・不安の払拭効果を果たす「地震神」祭祀を、政府主導で行おうとしたのである。このことはまた、地震神祭祀をテコとして被災地以外の広範囲の国造・在地伴造に対する推古朝政府の統制強化という効果を果たしたと考えられ、推古七年の地震対策は、地震を起こした神の怒りを鎮める祭祀を「四方」に行うことによって、広範囲にわたる政府の統制力を強めることを意図していた地震対策として位置づけられる。

このように大化前代の地震対策は、地震を起こした主体として捉えられる地震神を慰撫する（地方既存の、あるいは政府が創設した）地震祭祀による沈静化祈願が核となっていた。もちろん、大化前代は、政府による中央集権的支配体制が確立されていない時期であるため、地震による被害が全国から中央へ即時報告されていたとは考えにくく、政府による地震祭祀が適用される地震は大和国を中心とする畿内地域であったと考えられる。

律令国家形成期の地震と地震対策

天武期に入ると規模の大きい地震が二つ発生している。一つは天武七（六七九）年十二月に筑紫国で起きた地震であり、もう一つは天武十三（六八四）年十月十四日に起きた白鳳南海地震と呼ばれる南海トラフ沿いのプレート境界型地震である。この二つの地震記事には、大化前代と大きく異なり、畿内地域だけでなく九州・四国地方までを含めた広域にわたる詳細な被害状況が掲載されている。これは惣領一國宰一評造の地方行政組織を通じた（百姓などへの聞き取りを含む）被害調査がなされていたことを示している。「国郡官舎」「百姓倉屋」「寺塔神社」の破損状況、「人民」「六畜」死傷数が「諸国」で調査・報告されたことがうかがわれ、天武十三年地震では伊予国・土佐国からの特記すべき損害（温泉埋没、広大な耕地海損）も報告されていた。被害報告の基本項目はすでにマニュアル化されていたであろうこと、したがって被害報告は義務づけられていたことが推察される。持統三（六八九）年の飛鳥浄御原令制定以前であるが、公式令国有瑞条につながるような単行法はすでに定められていたのである。

二つの天武朝の地震に対する政府の政策は史料上見えず、その詳細を知ることはできない。しかし、地震報告を義務づけておいて何の対策もしないはずはなく、破損した「国郡官舎」「寺塔神社」の修理再建や推古七年に創始された「四方」における「地震神」祭祀を受け継ぎ、天武朝の地震対策でも同様の「地震神」祭祀が行われた可能性がある。また被災地においては地震が自らの生活への直接的なダメ

ージ（家屋崩壊、田畑損傷など）をもたらしたのであり、被害前の生活を取り戻すための復興を行っていたはずである。建設途上の律令国家の「撫民イデオロギー」（徳政・公民保護）を先取りする教宣的な政策が行われた可能性があり、天皇の有徳と建設途上の律令国家の公民保護機能を試す場になった可能性がある。惣領－国宰－評造を通して被害調査したわけだから、同じく惣領－国宰－評造を通して一定の救済策が行われたはずであるが、国宰管理下の稲の蓄積はまだたいした量ではないだろうから、むしろ評造ら在地首長層の領域内民衆との伝統的支配関係にもとづく稲蓄積（田租・公出挙の源流）に依存する被災者救済がなされたことが想定され、それは大化前代の国造制下の被災者救済の一般的なかたちだったと想定される。

このように天武朝には惣領－国宰－評造という地方行政制度の整備とともに、詳細な被害報告が政府に報告されるようになった。政府はその報告を受けて、大化前代に創設された地震神祭祀を実施することによって地震鎮静化を図り、さらに地方では公共インフラの復旧や評造ら在地首長層の財源に依存した被災者救済が実施されていたと考えられる。地方行政制度の整備とともに政府による地震対策が変化していったことは、国家体制の転換と地震対策の関わりの強さを象徴するものである。

【二】律令国家の地震対策

令規定上の地震対策

大宝元（七〇一）年の大宝律令の制定とともに、政府による中央集権的な政治体制が整えられた。地震発生に対しては、令規定に基づいた中央主導の体系的な対応がとられるようになる。

地震に対する令規定による一連の流れをおさえよう。ある国で地震が発生した場合、国司は最速の伝達手段である「馳駟奏言」によって都へ地震発生を報告する。律令国家にとって地震は祥瑞や軍事問題と並んで緊急対応を要する最重要事項であった。各国から「馳駟」で地震発生を報告を受けた政府は、天皇の指示によりただちに陰陽寮が天文密奏し、議政官会議を開いて被害状況と「地震原因」を占した陰陽寮占文をもとに対策を協議するとともに、より詳細な被害報告を求める勅符・官符（報符）を発する。その結果、詳細な被害報告が提出される。ちなみに、宮都に被害をもたらした大地震の場合には各国からの被害状況の報告を待たずに即座に特定諸国または全国に被害状況調査命令を発している。政府は地方から集まってきた地震被害報告を受けて、対策会議を続け対策の指示を行う。

では、各国では国司によってどのような対策がとられていたのだろうか。国司は毎年必ず国内の巡行を行って統治する国内の百姓の「患苦」状況を把握するよう規定され、地震が発生した場合にはなおさら国司は郡司を通して被害状況と百姓「患苦」の把握を行ったはずである。また、国司は地震被害の実態調査を行っており、その結果を受けて様々な対応を令規定に基づいて実行していく。例えば、田地への被害や堤防・津・道路・橋など公共インフラへの被害には、それぞれ詳細な令規定が定められ、個々の被害状況に応じて国司が対応したと考えられる。さらに、天皇の徳政の一環として高齢者・貧窮者・災害被害者などに稲穀を支給する制度である賑給は、地震発生に際して度々実施されている。災害発生に対する賑給は、①戸令遭水旱条に基づいて諸国が申請して実施に至る一国対応形式のものと②政府主導で全国的に行われるものの二つに分類でき、地方と中央の双方から災害発生をきっかけとして実施されていた。

八世紀における地震対策

八世紀に入ると史料上地震総数が七世紀よりも増加するが、これは律令国家の中央集権的支配体制が整備され、令規定によって地震の発生報告と記録と対応が制度化されたからであると考えられる。

地震記事の中には、前項で分析した令規定上には見られない地震対策も見られる。

全国を画一的に統治する律令国家の実際の地震対策の実例として、天平六（七三四）年四月七日に発生した近畿地震では、神社・天皇陵・有功王墓の検看を任務とする使者の派遣、詔によって天皇の失政責任表明（災異思想）と大赦などの徳政的政策の実施が行われた。これらの政府によって指示された種々の地震対策は、『出雲国計会帳』の分析を踏まえると、基本的には太政官符を「移」文書によって各国を逋送する方式と「神社検看使」や「諱所八処及有功王之墓検看使」、「百姓所疾苦」の調査使などを派遣して調査指示と結果回収を担わせる方式の二つのパターンを駆使して全国各地へ実行されていた。また、天平六年地震対策は当該期政府の外交政策と密接に関連させて理解すべきであり、この地震が失政すなわち節度使の軍備増強政策に対する神の怒りがあったと暗に判断されて節度使廃止の契機となり、地震対策が節度使の軍事体制から平時体制への移行を促す役割を果たしたことも注目すべきである。地震対策がそれ単独ではなく、他の政府の抱えた問題と関わりながら立案・実行されていくことの表れであるといえる。

また、天平十七（七四五）年四月二十七日に発生した美濃国地震をはじめ、同年に発生した平城京群発地震に対しては、読経によって地震を鎮めようとする地震対策がとられた。天平六年地震と比べて対策の違いが生じた理由として、㊦天平十七年地震の規模や被害が天平六年地震ほどの切迫感がなく、具体的対策が指示されなかった、㊦群発的な地震の長期にわたる揺れへの茫漠とした恐怖から解放されたい、仏力にすがって安堵したいという願望が朝廷内とりわけ聖武天皇に強くあった、ということが推測される。鎮護国家思想の興隆を背景とした仏力による地震鎮静化への期待も相まって度重なる読経が地震対策として行われた。

このように八世紀における地震対策は、政府によって指示された政策と令規定に基づいて政府と国司が連携して実施された。さらに地震対策は律令国家を取り巻く政策の影響を受けて策定された。

【三】九世紀規制緩和と政策と地震対策

八世紀後半に律令国家は大きな転換期を迎える⁸。律令国家の国家理念として貫かれていた「対新羅朝貢強要外交」路線を放棄するのである。宝亀十一（七八〇）年の軍団制廃止を中心とする「東夷の小帝国」たる国家理念を放棄することで、中央集権的統制が緩和された。つまり、八世紀は中央集権国家として国郡里制に基づいた厳格な支配体制が構築されていたが、九世紀は中央集権的支配体制が弛緩し、国司による地方社会の支配裁量権が拡大するという過程を歩む。九世紀における地震対策は、このような国家理念の転換の影響を強く受けて展開されることになる。

九世紀地震対策パッケージ

弘仁九（八一八）年七月に発生した坂東地震への対策について整理してみよう。この地震に対して政府は、㊦遣使、㊦賑恤、㊦当年租調免除、㊦家屋修理支援、㊦死者埋葬の五点を一括して指示した。これらの対策を主導していく役割を担っているのは使者と所在官司（国司・郡司など）であり、現地での復興対策の実施に関して裁量権が認められている。また、宗教的対策として読経や伊勢神宮への奉幣も行われており、具体的な被災者救済政策と宗教的政策が並行して行われているということがわかる。弘仁九年地震対策を評価する上でまず注目しておきたいことは、㊦被災地の救済政策の実施状況を視察し実行するために政府から使者が派遣されたことと、㊦～㊦の具体的な被災者救済政策が政府指令として出されたことである。まず、㊦派遣された使者は、被災諸国の被災状況・救済政策実施状況を「巡省」という任務を帯びていることから、直接現地で政府の指示どおり救済対策が実施

されているかどうか厳正にチェックする任務を担った使者であるといえる。しかし、同時に「使等与_二所在官司_一同斟量」とあることから国司・郡司と協力して地震対策を実行する裁量権を認められた使者であるという点は重要であり、八世紀に見られる使者とは大きく性格を異にする点である。また、㊶～㊷については、八世紀地震対策において、天平十六（七四四）年の肥後国地震や天平宝字六（七六二）年の美濃・飛騨・信濃国地震に対して㊶賑給が指示されている例は確認できるものの、㊶～㊷の地震対策が一括して指示されている例はない。つまり、八世紀にパッケージとしては存在しなかった㊶～㊷の地震対策が、弘仁九年に地震対策として初めて一括して指令されたのである。そして、㊶～㊷の地震対策は九世紀地震対策のモデルとして位置づけられ、九世紀を通じて地震対策に継承・実施された。

また、弘仁九年地震対策は天平七（七三五）・九（七三七）年の天然痘対策を継承して策定されたものであった。弘仁九年地震対策の㊶～㊷と対応させると、㊶「巡省」の任務を背負い、救済対策主導者としての性格を帯びた使者については、天平七年天然痘対策で賑給・湯薬供給を被災地で実行するための使者が派遣されており、また国司の救済政策が被災地で適切に実施されているかどうかをチェックする巡察使が天平九年天然痘に関わって派遣されていることから、両者を併せ持った性格を持つものとして評価できる。また、㊶賑給㊷免税については天平七・九年天然痘対策で度々実施され、㊸死者埋葬については天平九年天然痘対策で指示されている。㊹家屋修理支援については地面の揺れに伴って建造物への直接的な被害をもたらす地震特有の被害であるため、天平期天然痘対策では指示されなかったのであろう。このように天平七・九年天然痘対策において弘仁九年地震対策の㊶～㊷はほぼ出揃っていたのである。また、弘仁九年地震対策でみられる宗教的対策は、天平十七（七四五）年美濃国地震を契機とする大和群発地震への対策として数度の読経が確認でき、また天平七・九年天然痘対策でも読経・奉幣・神社建造指令などの形で行われていた。このようにみるなら弘仁九年地震対策は、天平期天然痘対策を中心にした八世紀災害対策を教訓にして策定されたものとして捉えることができるだろう。

このように、政府は使者と所在官司（国司・郡司）を被災地における救済政策主導者として位置づけ、㊶～㊷の地震対策パッケージを指示し、それらを実行していくという地震対策実行態勢を作り上げたのである。天平七・九年天然痘惨禍を中心とする八世紀の災害経験を教訓（先例）として策定された弘仁九年地震対策は、東日本大震災でにわかに脚光を浴びた貞観十一（八六九）年陸奥貞観地震の場合にも適用された地震対策パッケージの先駆けとしての役割を担うものであり、いわば九世紀地震対策の共通性を生み出すモデルであったといえるだろう。

九世紀地震対策の特色

九世紀地震対策は大きく①地震被害の大小により、また②地震の発生地域により、地震対策パッケージの適用・不適用を含めて柔軟に立案・策定されていた。①については、地震被害が大きければ大きいほど律令国家の財政面・治安面からみて被災地の「復興」がより重要になることで、宗教的対策と共に地震対策パッケージのような具体的な救済政策が指示される傾向にあるが、逆に地震被害が小さければ政府が積極的に「復興」に介入する必要がなく、地震を抑えるための「除災」の側面がより重視されるため、読経や奉幣などの宗教的対策が指示される傾向にある。また②については、平安京有感地震は天皇・政府首脳が直接地震の揺れを体感しているため、その恐怖心・不安感の解消が第一義的な課題となり、「除災」のための宗教的対策が実施されると考えられ、逆に地方発生地震は天皇・

政府首脳が直接地震の揺れを体感していないことから、地方からの地震被害報告を待って、ある程度冷静に地震対策を構成し官符として全国に発給することが可能になるため、過去の地震災害時の記録や対策を参照しながら「除災」「復興」の両側面から考えられた地震対策が立案でき、その結果として地震対策パッケージが形成・指示・継承されたのである。

九世紀地震対策形成の背景

九世紀地震対策形成の背景には、八世紀末に展開される律令国家の国家理念の転換による社会の変化によって生じた俘囚問題や東北奥郡騒擾問題がある。パターン化した九世紀地震対策のうち、その先駆けとなった坂東地域で発生した弘仁九年の地震対策をはじめとして、天長七年（出羽国）、承和八年（伊豆国）、嘉祥三年（出羽国）、貞観十一年（陸奥国）の、特に移配俘囚や陸奥・出羽国に居住している蝦夷が多いと想定される地域で発生した地震に対する政策に共通して「不論民夷」の語句が用いられている。政府による「不論民夷」の語句を用いた意図を考えることによって、九世紀地震対策の背景をまとめよう。

地震発生後、被災地の復興のために必要であると考えられる地震対策パッケージ（㊶被災地における対策主導者としての性格を帯びた使者の派遣、㊷賑給、㊸租調免除、㊹家屋修理、㊺死者埋葬）を具体的に政府指令として示し、その政策を確実に実行するために政策主導者として在地の所在官司と共に使者を位置付けた。被災地である坂東地域には公民のほか、多くの移配俘囚がいたが、移配俘囚に対して「優恤政策」を基本理念として貫いている政府は、具体的な救済政策を実行する対象範囲として「不論民夷」を示したが、それは俘囚を救済対象外にする場合に起こる可能性のある俘囚による反乱・暴動を未然に防ぐために、そして政府（受領）に対する俘囚の建前上の忠誠心・信頼を繋ぎ止めようとするためであった。政府は地震被害によって被災地に生まれる状況を復興という側面だけでなく、俘囚の動向といった側面までも考慮に入れて上で地震対策を形成していったのである。

弘仁九年に形成された地震対策は俘囚政策と密接に関わっており、俘囚を「教諭」し「公民化」する方針を貫く限り、九世紀地震対策は俘囚政策とつながり続けることになる。弘仁九年地震対策は被災地の俘囚を考慮に入れて考えられたものであり、そうであるからこそ九世紀地震対策のモデルとして継承されていったのであろう。受領と俘囚の緊張関係は九世紀後半にかけて更に悪化し、それに伴い俘囚による反乱も関東地方を中心にたびたび発生し、また東北奥郡においては騒擾問題が治安上の課題として浮き彫りになっていた。地震などの災害はどの地域でも想定外の社会不安・治安悪化をもたらす引き金となる可能性があり、「不論民夷」は災害時の不安定な国内の治安を維持していく上で必要不可欠であった。そして、この地震対策パッケージは貞観十二（八七〇）年の未恭順俘囚の陸奥追放令による俘囚政策の基本方針であった「公民化」方針を崩していくことによって史料上に見られなくなることも、地震対策パッケージと俘囚政策との強い関係を証明するものである。

九世紀地方社会の変容と地震対策

八世紀末の国家理念の転換は、国司への地方支配裁量権の拡大と富豪層の成長という地方社会の変容を招いた。富豪層の成長は伝統的な郡内支配を崩壊させることになり、その流れの中で国司による苛政に対して、任用・旧郡司・富豪層は脱税（群盗海賊）や受領襲撃などの抵抗運動を行い、大きな治安問題や財政上の問題になる。

政府はこのような地方社会の状況を踏まえ、「所在官司」から国内支配に対する裁量権を強めた（政府はそのように政策誘導した）国司（受領）へと対策主導者を変化させた。政府の政策意図を理解し

現地で確実に実行しうる使者を対策主導者として位置づけて中央から派遣し、被災地に赴任して直接支配している国司（受領）の協力を仰ぎつつ、地震対策を実行していったのである。九世紀における地方社会の支配体制の成立に伴って、「所在官司」から「国司」へと対策主導者を変化させたことは、地方社会の抱える構造的変化を踏まえると、地震対策を被災地において実行していくために必要不可欠なことであったといえる。また、「所在官司」や「国司」とともに対策主導者として中央から派遣された使者は、①中央から派遣した使者を主導者として位置づけることにより、現地で政府の意図を加味しながら地震対策を確実に実行させるという目的と、②国司（受領）に国内の支配裁量権を委譲する流れの中で不正をするものも現れたため、彼らの指揮・監督をし、適切に地震対策を実行させるという目的があったと考えられる。加えて、政府は私資物を用いて給養できるほどの経済力を持った富豪層を地震対策の担い手として位置づけた。つまり、賑給などの公的サービスのみによっては解決することができない状況に対して、出身・位階賜与を媒介にして積極的に富豪層の経済力を利用しようとしたのである。

ト筮重視の方針—承和十一年ト筮を信ずべき朝議—

さらに九世紀には地震対策の一環としてト筮が重要視されるようになる。その契機となったと考えられるのが承和十一（八四四）年「ト筮を信ずべき朝議」である。「ト筮を信ずべき朝議」は嵯峨上皇の遺詔を否定することによって、ト筮を信用するに足るものと決議することで、防災・除災対策のために読経や奉幣を行う契機としてト筮の重要性を確立させ、九世紀後半以降、陰陽道のト筮機能を増大させたものと考えられている。この朝議が出されるまでの過程を踏まえてその意義を見出そう。

淳和・嵯峨両上皇は、薄葬を指示する遺詔によって、自らが祟りの主体とならないことを宣言した。この背景には淳和・嵯峨が皇位継承争いの火種になり得る祟りの主体となることを回避することで宮廷社会の混乱を防ぐ意図があったと考えられる。しかし、淳和・嵯峨遺詔はあくまで自身が祟ることを回避する内容であって、他の山陵の祟りについては関知しない。事実、淳和遺詔後に他の山陵の祟りは出現している。しかし嵯峨の「無レ信ト筮」という喪葬方式に限定した遺詔は、ト筮一般に拡大解釈されて嵯峨の遺志として権威を振るうようになっていた。ちょうどその時期、災異が多発し、奥羽では地震被害に伴う俘囚騒擾が問題化し、さらに新羅賊船への警戒の政治課題になってきており、良房ら政権首脳は、それらの政治課題にト筮が示す指針によって信念をもって対応しなければならないと考えるに至り、「ト筮を信ずべき朝議」によって、拡大解釈されていた嵯峨の遺詔をきっぱりと否定し、現実的な災異対策の一環にト筮を公式に位置づける必要に駆られるようになった。そこで、良房ら政府首脳は嵯峨遺詔にある「無レ信ト筮」に見えるト筮を、自身の葬送に関わるト筮を想定する遺詔の意図とはかけ離れた形である「先霊（山陵）の祟り」のト筮に置き換えた形で解釈した。そして、ト筮を必要とする当時の貴族層の共通認識をもとに、遺詔を否定することに成功し、「権威ある遺詔の否定」という朝議への権威づけを図った。嵯峨遺詔を「先霊の祟り」を対象とするト筮に絞ったのは、「先霊の祟り」が、在位の天皇とその皇統の正統性に対して疑問を抱く人々の存在を背景に、故天皇や故后、故廷臣による当政権・皇位継承に不満の意思表示であるとみなされ、現皇統の正統性を揺るがす危険性を蔵している存在だったからであった。朝議の対象は基本的には「物怪」を想定したものであったが、災異一般に対するト筮として解釈できる論理展開をとった。遺詔を否定することによる権威をもち合わせた朝議は、貴族支配層の間でト筮を中心に据えた「災異の発生」→「ト筮」→「対応」という対応方式を公式に決定するものとなり、承和十一年以降ト筮による原因・予兆調査が

頻繁に行われ、災異や新羅賊船問題などに数多く適用された。また、朝議で公認された卜筮は、貴族層の漠然とした恐怖感・不安感を緩和し、災害や対外危機の迫っている状況に対して、物怪や怪異への卜筮をテコとして、全国に警戒感・緊張感を促す戒厳令として位置づけられた。このように考えると、「卜筮を信ずべき朝議」の意義は、現実的な災異対策の一環に卜筮を公式に位置づけることにあったといえる。

以上述べてきたように、九世紀において前代とは違う特色を持つ地震対策が形成された背景には、八世紀末に行われた対新羅朝貢強要外交を放棄し、中央集権の支配体制が弛緩されはじめる国家理念の転換にその要因を見出すことができる。蝦夷三十八年戦争によって俘囚が各地に移配され始めて公民と同居するようになる各国居住民の変容、東北奥郡における騒擾問題、新羅海賊襲来問題、国司の任国支配裁量権の拡大と郡司富豪層の成長など、地方社会で起こり始めた政治的・社会的変化や、皇位継承問題に象徴される朝廷の抱える政治的課題、など九世紀に発生する様々な政治的・社会的問題と密接に関わる形で、中央から派遣される（対策の実行と国司の監督を任務とする）使者の派遣や被災地救済政策を包括する「九世紀地震対策パッケージ」の形成や郡司富豪層へ救済対策の委任など地震対策の在り方が変容し、さらに卜筮が地震対策の一環として重要視され始める。国家の在り方や理念の変化と地震対策は間違いなく関連していたのである。

【四】前期王朝国家の成立と地震対策

九世紀を通じて国家が抱えた郡司富豪層と院宮王臣家の結合による中央への貢納物未進問題に象徴される国家支配の危機を克服するために、九世紀末～十世紀初頭に寛平・延喜の国制改革が実施され、前期王朝国家体制が成立する⁹⁾。九世紀に台頭した富豪層は営田と私出挙（租税代納・農料下行）により周辺農民を隷属化し、国家は富豪層を主たる収奪対象とした。さらに、国司（官長）は富豪層に調庸收取と京進を請け負わせ、中央への未進分を補填させようとした。そこで、富豪層は院宮王臣家（諸家）・諸司と結合することで、国司（官長）からの未進追及を逃れようとした。その結果、中央への貢納物未進増大を招き中央財政（国家財政）の危機を招いたのである。

このような国家危機を乗り越えるために、国家による富豪層からの収奪と国家機構・貴族層への分配を確立し、国家機構とその担い手である貴族層の財政基盤を確立することを目的として寛平・延喜の国制改革が行われた。富豪層と院宮王臣家との結合による国司支配への抵抗を抑制し、国司支配の確立を収奪の根拠となる土地を巡る支配関係に即して実現する大きな国家体制の転換である。九世紀の律令制的な人民支配・租税收取方式から、地方政治を受領に大幅に委任し個別人身支配から土地課税原則への方針が進められた。十世紀以降の安定的な収取はこの改革によって可能になったのである。

このように律令国家から王朝国家への国家体制の転換は、地震対策にも大きな変化をもたらした。

古記録にみえる摂関期地震対策

古記録にみえる摂関期地震対策は大きく（一）宗教的対策、（二）律令制的徳治主義に基づく観念的徳政政策、（三）インフラ等復興政策の三つの柱から構成されていた。（一）は、神祇的対策（諸社奉幣使派遣など）、仏教的対策（読経など）を中心にしながら、特に後者が数多く実施されていた。さらに、十一世紀中葉にかけて陰陽道祭祀（「地震御祭」「地動祭」「地震祭」）も加えられるようになり、さらに宗教的対策を包括する「御祈」も実施された。地震は、蝗害（あるいは疫病）などの広範囲に徐々に拡大する性質を持つ災害とはその性質を異にするため、平安京（あるいは畿内地域）の地震鎮静化を願う宗教的対応をとっていたのである。（二）は、災異改元と大赦を中心に行われたが、これは

実質的施策を伴わない観念的徳政の政策的表出の一環であると考えられ、災異思想に基づく災異観を表明し徳政的政策を指令することによって天皇中心の支配秩序を維持しつつ除災を図る極めて観念的な地震対策である。(三)は、天皇の支配秩序を象徴する平安京内の設備に限って、政府主導による修理が行われた。承平・天延など近畿地方に広範な揺れをもたらしたと考えられる地震であっても、インフラ復興は平安京内に限ったもので、政府が地方の復興・救済に積極的に介入することはない。また、九世紀とは違い、政府は地方の救済・復興に関与しない。もちろん、この背景には王朝国家体制への国家体制の転換があることは言うまでもない。中央による地方支配の理念を観念的に維持しながらも(=災異改元・大赦・京内賑給など観念的徳政的政策)、京内に関しては貧民救済(=京内賑給)・インフラ復興(=宮城築垣や内裏など天皇支配を象徴する設備のみ)などに取り組み、地震そのものの鎮静化が対策の中心となっていくのである。

摂関期の地方社会における災害対応

九世紀において、政府は「地震対策パッケージ」に代表されるように積極的に地方の復興・復旧に関わっていた。しかし、九世紀末～十世紀初頭の国家体制の転換に伴う受領への任国支配の委任と軌を一にするように、地方社会における災害対応も受領の責任で行われるようになった。初任国司庁宣や国司初任神拝でみられるように、任国の政治的・財政的に安定した秩序の保持が、受領(あるいは目代)の最重要責務であった。いいかえるなら、任国の安定的な支配秩序をかく乱する災異への対応は受領の重要な職務であるということなる。受領は、神祇祭祀・仁王会などの宗教儀礼を主催することで、除災を祈願し任国の支配秩序の安定化を目指した。受領による神祇祭祀・仁王会の主催形態は、荘園公領制の進展とともに荘園独自に行われるようにもなった。

また、受領は宗教儀礼だけでなく、卜筮も独自で行っていたと考えられる。陰陽師の設置された国(大宰府管内・陸奥・出羽など)だけでなく、受領が郎党として陰陽師を下向させていた国でも災異・怪異に対しては卜筮を行うことが可能であり、受領は卜筮を実施することで災害原因や予兆を調査し、受領による災害対応の一環に位置付けられていたことが想定される。

さらに、災害をきっかけとして地域住人から祭祀が創設される場合もあり、地域社会における災害対策は、「上」からの神祇祭祀や仁王会をはじめとする神事・仏事だけでなく、「下」からの動きによって創始される祭祀も含めて構成されていた。祭祀創設に象徴される地域住人の「地域力」(「コミュニティ力」)は、災害からの復興・救済などの場面でその力が発揮された。

地震などによる官舎などインフラ設備・被災者救済など被災地への人的・物的被害は、受領や郡司に責任が課されていたと考えられる。救急料や池溝料・修理料は、基本的に負名のもとにある財源が官物の一部として設定された。つまり、実質的な人的・物的救済実施者は負名であり、「郡司之私物」や「百姓之乏貯」などが財源として充当され、対応されていたと考えられる。このように、(特に畿内を除く)地方における摂関期災害対策は、政府による全国的な災害対策を指示して実施する方式から、受領(あるいは目代)が対策を主導することによって任国への災害対応を行う方式に変化したのである。

本論文の成果と課題

以上述べてきたように国家理念・国家体制の転換と地震対策の展開は密接な関わりをもっていた。このことは、国家による地震対策が、①現状認識(「地方社会はどのような状況にあるか」)、②被害予

測（「災害の発生によってどのような状況が起きうるか」）、㊸対策形成（「災害の発生に対してどのような対策をとるべきか」）、㊹国家理念（「国家としての対策はどのようで、どこまでとるべきか」）、㊺支配秩序の安定化（「災害の発生を国家による支配秩序の安定化につなげるためにどうすべきか」）、㊻災害認識（「なぜ災害は発生するか、何をもたらすか」）など、あらゆる要素を総合的に加味して形成されたものであったことを意味する。そして、このことは古代に限定された現象ではなく、現代までに通ずる。古代における災害対策を国家体制と関連させながら分析しその展開を研究することは、間接的に現代の災害対策を国家体制と関連させて捉える視点の重要性を示唆していることになる。本論文のとり研究視角が今後の災害史・地震史研究の発展に一石を投じるものとなることを期待している。

もちろん、本論文の残す課題も多い。本論文は史料上はじめて地震記録が現れた允恭地震以来、前期王朝国家期（十一世紀四〇年代）までの地震対策を対象として論を展開してきたが、後期王朝国家期における災害を分析できなかった。後期王朝国家期は、荘園公領制の進展に象徴されるように中世国家としての基盤が形成された画期である。古代国家が中世国家へと転換していく流れに位置する地震対策を総覧したうえで、それぞれの時期の対策の特色をあぶりだしていくことが重要である。また、本論文の対象とした時期でも、本論文の取った方向性とは違う政治的・財政的・社会的な側面から地震対策を分析することで新たな研究成果が生まれるであろう。例えば、宗教的対策について、日本神道史・日本仏教史・日本陰陽道史などそれぞれの専門的な研究成果を踏まえてより精密な分析を加えることで、地震対策に位置付けられる宗教的対策の新たな一面が浮かび上がってくるであろう。これらの課題を今後の研究活動の課題として位置づけて、さらなる災害史・地震史研究の進展に寄与していきたいという抱負を述べて、本論文をとじたい。

主要参考論文・文献一覧

有富純也『日本古代国家と支配理念』（東京大学出版会 二〇〇九年）。

井原今朝男「王権と儀礼—天皇一代一度と田舎の仁王会」（『中世の国家と天皇・儀礼』校倉書房 二〇一二年）。

今津勝紀・隅元崇「天平六年の地震と聖武天皇」（『条里制古代都市研究』二二 二〇〇六年）。

大田光明 他「動物の地震予知に関する研究」（『麻布大学雑誌』一五/一六 二〇一一年）。

影山輝國「漢代における災異と政治—宰相の災異責任を中心に」（『史学雑誌』九〇編八号 一九八一年）。

勝林清次「神社の災異と軒廊御卜」（『史林』第九七卷第六号 二〇一四年）。

川本龍市「王朝国家期の賑給について」（坂本賞三編『王朝国家国政史の研究』吉川弘文館 一九八七年）。

北原糸子・松浦律子・木村玲欧編『日本歴史災害事典』（吉川弘文館 二〇一二年）。

北村優季『平安京の災害史』（吉川弘文館 二〇一二年）。

日下雅義「古代の自然災害」（『立命館文学』第五五三号 一九九八年）。

窪田藍「日本古代の「危機管理」と律令国家—八世紀「賑恤」・「賑給」を中心として—」（『専修史学』第四四号 二〇〇八年）。

同 「日本古代の「危機」意識—「急速大事」の情報伝達をてがかりとして—」（『専修史学』第五四号 二〇一三年）。

熊谷公男「九世紀奥郡擾乱の歴史的意義」(『律令国家の地方支配』吉川弘文館 一九六五年)。
黒羽亮太「救急料と九世紀賑給財源の再検討」(『日本史研究』六四五 二〇一六年)。
公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団『自然災害と考古学 災害・復興をぐんまの遺跡から探る』(上毛新聞社 二〇一三年)。
小倉滋司「八・九世紀における地方神社行政の展開」(『史学雑誌』第一〇三編第三号 一九九四年)。
寒川旭『地震の日本史』(中公新書 二〇〇七年)。
坂本賞三『日本王朝国家体制論』(東京大学出版会 一九七二年)。
菅原大助・今村文彦・箕浦幸治「貞観地震津波と今回との比較」(二〇一一年)。
下向井龍彦「武士形成における俘囚の役割—蕨手刀から日本刀への発展／国家と軍制の転換に関連させて—」(『史学研究』第二二八号 二〇〇〇年)。
同『武士の成長と院政』(講談社学術文庫 二〇〇九年)。
関晃「律令国家と天命思想」(『日本文化研究所研究報告』第一三集 一九七七年三月)。
高橋一夫・田中弘明『古代の災害復興と考古学』(高志書院 二〇一三年)。
滝川政次郎「革命思想と長岡遷都」(『京制並に都城制の研究』角川書店 一九八七年)。
玉井英夫「賑給について」(舟ヶ崎正孝先生退官記念会編『畿内地域史論集』一九八一年)。
次田吉治「祥瑞災異考」(『専修史学』七三 一九九一年)。
東野治之「飛鳥奈良朝の祥瑞災異思想」(『日本歴史』二五九号 一九六九年)。
新里村教育委員会「資料集 赤城山麓の歴史地震—弘仁九年に発生した地震とその被害」(森出版 一九九一年)。
新里村教育委員会、群馬大学教育学部「『類聚国史』に書かれた八一八年の地震被害と赤城山の南斜面に残る九世紀の地変跡」(『歴史地震』第一八号 二〇〇二年)。
西岡芳文「六壬式占と軒廊御卜」(今谷明編『王権と神祇』思文閣出版 二〇〇二年)。
野尻忠「律令制下の賑給使と地方支配機構」(『史学雑誌』第一一〇編 第九号 二〇〇一年)。
早川庄八「天平六年出雲国計会帳の研究」(『日本古代史論集(下巻)』一九六二年)。
平川南「出雲国計会帳・解部の復原」(『国立歴史民俗博物館研究報告 第三集』一九八四年)。
弘胤佑「飛鳥・奈良朝における地震対策—天平六年地震を中心に—」(『広島大学大学院教育学研究科紀要』第二部, 文化教育開発関連領域 広島大学大学院教育学研究科 第六四号 二〇一五年)。
同「九世紀律令国家地震対策の形成—天平期天然痘対策と弘仁九年地震対策を中心に—」(『史学研究』広島史学研究会 第二九七号 二〇一七年)。
淵原智幸「九世紀陸奥国の蝦夷・俘囚支配—北部四郡の廃絶までを中心に—」(『日本史研究』第五〇八号 二〇〇四年)。
保立道久『歴史のなかの大地動乱—奈良・平安の地震と天皇』(岩波新書 二〇一二年)。
松本卓哉「律令国家における災異思想—その政治批判の要素の分析—」(黛弘道編『古代王権と祭儀』吉川弘文館 一九九〇年)。
森正人「モノノケ・モノノサトシ・物恠・怪異」(『国語国文学研究』二七号 一九九一年)。
安田政彦『歴史文化ライブラリー三六一 災害復興の日本史』(吉川弘文館 二〇一三年)。
安田政彦編『生活と文化の歴史学 8 自然災害と疫病』(竹林舎 二〇一七年)。
山下克明「災異・怪異と天皇」(『天皇と王権を考える 8. コスモロジーと天皇』岩波書店 二〇〇

二年)。

同 『陰陽道の発見』(NHK ブックス 二〇一〇年)。

渡辺滋「受領による任国統治—誓約儀礼としての「神拝」—」(『生活と文化の歴史学 6 契約・誓約・盟約』竹林舎 二〇一五年)。

渡邊誠「安芸国の国司神拝」(『芸備地方史研究』二九二号 二〇一五年)。

※なお史料の収集に「古代中世地震史研究会[古代・中世]地震・噴火史料データベース(β版)」を活用した。

1 中国において、皇帝は真の統治者たる天帝(=天)に地上の統治を委任され、天帝の命令、すなわち天命をうけた天子として地上に君臨している。天と天子は徳によって結ばれており、天子に徳がなければ、天は他の者に天命を下し、天命を受けた者が新たな天子(=皇帝)となる、というのがいわゆる天命思想である。この天命思想に基づいて、天子が得を以て統治し、天命にかなえば、天は祥瑞を発生させ、逆に天子の失政、不徳があれば、災異を発生させ譴告する、という考えが祥瑞災異思想である。

2 東野治之「飛鳥奈良朝の祥瑞災異思想」(『日本歴史』二五九号 一九六九年)。

3 松本卓哉「律令国家の災異思想—その政治批判の要素の分析—」(黛弘道編『古代王権と祭儀』吉川弘文館 一九九〇年)。

4 承和十一(八四四)年八月五日条にある藤原良房による朝議でその内容は「…ト筮所レ告、不レ可レ不レ信、君父之命、量レ宜取捨、然則可レ改レ之、復何疑也、朝議従レ之。」と嗟峨・淳和両上皇のト筮を信じるべきではないとの遺言を無視し、ト筮を優先させるべきとした朝議である。

5 山下克明「災異・怪異と天皇」(『天皇と王権を考える 8. コスモロジーと天皇』岩波書店 二〇〇二年)。

6 保立道久『歴史の中の大地動乱—奈良・平安の時代と天皇』(岩波書店 二〇一二年)。

7 窪田藍「日本古代の「危機管理」と律令国家—八世紀「賑恤」・「賑給」を中心として—」(『専修史学』第四十四号 二〇〇八年)、「日本古代の「危機」意識—「急速大事」の情報伝達をてがかりとして—」(『専修史学』第五十四号 二〇一三年)。

8 下向井龍彦『武士の成長と院政』(講談社学術文庫 二〇〇九年)。

9 坂本賞三『日本王朝国家体制論』(東京大学出版会 一九七二年)、下向井龍彦『武士の成長と院政』(講談社学術文庫 二〇〇九年)、今正秀「寛平・延喜の国制改革と延喜二年新制の歴史的意義」(広島古代史研究会発表レジュメ 二〇一四年)。